

国立大学法人秋田大学職員給与規程

平成16年4月1日
規則第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則（平成16年規則第50号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。），その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、職員就業規則第2条第1項第1号から第4号までに掲げる職員（第3号に掲げる職員のうち、年俸制の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 職員就業規則第2条第1項第5号から第9号まで、及び第22条に掲げる職員の給与については、別に定める。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第4条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 本給（本給の調整額及び教職調整額を含む。） (2) 諸手当 (イ) 管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、業務付加手当及び寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日），その日が土曜日に当たるときは、16日）
(ロ) 通勤手当	第28条第4項に規定する支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日），その日が土曜日に当たるときは、16日）
(ハ) 高所作業手当、遺体取扱手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教職大学院実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、入試手当（試験区分が大学入試センター試験の区分に限る。）災害時派遣手当、教員免許状更新講習手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、夜間・休日診療手当、待機診療手当、特別診療加算手当及び診療従事特別調整手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日），その日が土曜日に当たるときは、16日）

(二) 入試手当（試験区分が一般入試の区分に限る。）	一の年度の4月1日から翌年3月31日まで	翌年度の4月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
(3) 賞与 期末手当及び勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

- 2 職員が国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規則第57号。以下「勤務時間等規程」という。）第16条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第16条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

（給与の支払）

第5条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労基法第24条に規定する協定で定めるものは、これを給与から控除して支払うことができる。

- 2 前項の給与は、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
3 給与の振込みに關し必要な事項は、別に定める。
4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（日割計算等）

第6条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者は、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日までの本給を支給する。
3 職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、その月の現日数から勤務時間等規程第7条第1項第1号から第4号までに規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
5 前4項の規定は、管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当及び衛生管理者等手当の支給について準用する。

第6条の2 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の本給は、日割り計算により支給する。

- (1) 職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
(2) 国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程（平成20年規則第208号。以下「育児休業規程」という。）第4条第1項の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
(3) 国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程（平成20年規則第209号。以下「介護休業規程」という。）第4条第1項の規定により介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合
(4) 国立大学法人秋田大学に勤務する教育系職員の就業に関する規程（平成16年規則第58号。以下「教育系職員就業規程」という。）第13条の規定により大学院修学休業を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合
(5) 国立大学法人秋田大学職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年規則第210号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
(6) 国立大学法人秋田大学職員の配偶者同行休業に関する規程（以下「配偶者同行休業規程」という。）第2条第2項に規定する配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
(7) 職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

（非常時払い）

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第8条 第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本給並びにこれに対する異動保障手当（扶養手当に係る部分は除く。）、広域異動手当（扶養手当に係る部分は除く。）、管理職手当、医師調整手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、業務付加手当、教育業務連絡指導手当及び寒冷地手当（世帯等の区分欄において、世帯主である職員にあっては、「その他の世帯主である職員」の区分を適用したものとした場合の額、その他の職員にあっては、当該区分に応じた額）の月額の合計額を 1 年間ににおける 1 月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第39条及び第40条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、当該勤務が高所作業手当、遺体取扱手当、放射線取扱手当、教員特殊業務手当（学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。）、教育実習等指導手当及び災害時派遣手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額（1 日単位で支給されるものにあっては、その額を 7.75 で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

第2章 給与

第1節 本給

(本給の決定)

第11条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、本給表に定める級及び号俸により決定する。

(本給表の種類)

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員本給表（一）（別表第1）
- (2) 一般職員本給表（二）（別表第2）
- (3) 教育系職員本給表（一）（別表第3）
- (4) 教育系職員本給表（二）（別表第4）
- (5) 教育系職員本給表（三）（別表第5）
- (6) 医療系職員本給表（一）（別表第6）
- (7) 医療系職員本給表（二）（別表第7）
- (8) 特別職員本給表（別表第8）

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定する。

(昇格)

第14条 従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて 1 級上位の級に昇格させることができる。

2 降給については、別に定める。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

- 第18条 職員（特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第44条の規定による懲戒を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 削除

第20条 削除

（本給の調整額）

- 第21条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。
- 2 本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教職調整額）

- 第22条 義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教育文化学部の附属学校（園）に勤務する教育系職員のうち、職務の級が2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。
- 2 教職調整額は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 3 教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 諸手当

（管理職手当）

- 第23条 管理職手当は、別表第9の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員（以下「管理職員」という。）に支給する。
- 2 管理職手当の月額は、管理職員に適用される本給表の別並びに管理職員の属する職務の級及び当該管理職員に係る別表第9の適用区分欄に定める区分に応じ、別表第10の管理職手当額欄に定める額とする。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、第39条から第41条までに規定する所定の勤務時間を超えて勤務した場合（当該勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において行われる場合を除く。）における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 別表第9の管理又は監督の地位にある職員欄における職を2以上兼ねる場合は、適用区分欄の区分が最も上位の職（当該職が複数ある場合は、いずれか一つの職）に係る手当額を支給する。
- 5 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（医師調整手当）

- 第24条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員（教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別に定める範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、医師調整手当として支給する。
- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて医師調整手当を支給する。
- 3 医師調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（異動保障手当）

- 第25条 異動保障手当は、別表第11の民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域欄（次項から第4項において「支給地域欄」という。）に掲げる地域に在勤する機関から人事交流により採用された職員（支給地域欄に掲げる地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）に、採用の日から2年間（学長が別に指定するものにあっては3年間）支給する。
- 2 異動保障手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 当該採用の日から同日以後1年（前項に規定する学長が別に指定するものにあっては3年）を経過する日までの期間 採用前の支給地域欄の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合
 - (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの間（前号に掲げる期間を除く。）採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 3 人事交流により採用された職員のうち、採用前の機関の在勤地域が支給地域欄以外の地域で、支給地域欄に準ずるものとして別に定める地域から採用された職員については、前2項の規定に準じて支給することができる。
- 4 職員就業規則第12条第1項の規定に基づく出向（国立大学法人秋田大学職員の出向に関する規程（平成16年規則第62号）第2条第1項に規定する在籍出向に限る。）又は国立大学法人秋田大学職員研修規程（平成16年規則第144号）第2条第3項の規定に基づく研修を命ぜられ支給地域欄に掲げる地域に在勤することとなる職員のうち学長が必要と認める職員には、当該在勤することとなる期間前項までの規定に準じて異動保障手当を支給することができる。
- 5 異動保障手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

- 第25条の2 職員を人事交流により採用した場合において、別に定めるところにより算定した機関間の距離（当該採用の日の前日に在勤していた機関の所在地と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と本学との間の距離（当該採用の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該採用に係る機関間の距離の次の各号の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適当でないと学長が認める場合は、この限りでない。
- (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給される職員が前条の規定により異動保障手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該異動保障手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該異動保障手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

- 第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項表中第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員（以下「般（一）9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額は同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員（以下「般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき 6,500円（般（一）8級職員等にあっては、3,500円）

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日
までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（(1)に掲げる職員のうち(2)に掲げる職員でもある者については、(1)に定める額及び(2)に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手当額
(1) 自ら居住するため借家・賃間を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舎を貸与されている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 (イ) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額－16,000円 (ロ) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 {(家賃の月額－27,000円) × 1/2} + 11,000円 (ただし、これにより得られた額が28,000円を超える場合にあっては、28,000円)
(2) 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため借家・借間（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの	(1) の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第28条 通勤手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（(3)に掲げる職員を除く。）	支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（(3)に掲げる職員を除く。）	次に掲げる使用距離に応じて、支給単位期間につき、それぞれに掲げる額 片道 5km未満 2,000円 片道 5km以上 10km未満 4,200円 片道 10km以上 15km未満 7,100円 片道 15km以上 20km未満 10,000円 片道 20km以上 25km未満 12,900円 片道 25km以上 30km未満 15,800円 片道 30km以上 35km未満 18,700円 片道 35km以上 40km未満 21,600円 片道 40km以上 45km未満 24,400円 片道 45km以上 50km未満 26,200円

	片道50km以上 片道55km以上 片道60km以上	55km未満 60km未満 31,600円	28,000円 29,800円
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(1) 及び (2)に掲げる額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び(2)に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、(1)に掲げる額又は(2)に掲げる額		

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機関等又は自動車等を利用又は使用せず、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しない。
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 5 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第29条 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分欄に掲げる交通距離に応じた加算額を加算した額）とする。

交通距離の区分	加算額	交通距離の区分	加算額
100km以上 300km未満	8,000円	1,100km以上 1,300km未満	46,000円
300km以上 500km未満	16,000円	1,300km以上 1,500km未満	52,000円
500km以上 700km未満	24,000円	1,500km以上 2,000km未満	58,000円
700km以上 900km未満	32,000円	2,000km以上 2,500km未満	64,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円	2,500km以上	70,000円

- 3 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（招へい手当）

第30条 次に掲げる場合においてその採用が著しく困難になると認められるときには50,000円の範囲内の額を、採用の日から6年以内の期間（第2号に掲げる場合は、当該任期を付された期間），招へい手当として支給する。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
- (2) 前号に準ずる者を任期を限って教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
- (3) 第一号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合
- 2 招へい手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別貢献手当）

第30条の2 特に本学に顕著な貢献があると認められる職員には、特別貢献手当を支給することができる。

- 2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（義務教育等教員特別手当）

第31条 義務教育等教員特別手当は、教育文化学部の附属学校（園）に勤務する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及びその者の受ける号俸の別に応じて、別表第

12に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する副園長、教頭、教諭及び養護教諭については、前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。

4 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(手術看護手当)

第31条の2 手術看護手当は、医学部附属病院の中央手術部に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手に支給するものとし、手当の月額は、10,000円とする。

2 手術看護手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生管理者等手当)

第31条の3 衛生管理者等手当は、国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程第11条に規定する衛生管理者及び同規程第12条に規定する産業医に選任された職員が、それぞれの職務に従事した場合に支給するものとし、手当の月額は、衛生管理者については3,000円、産業医については10,000円とする。

2 衛生管理者等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業務付加手当)

第31条の4 業務付加手当は、職員が次の表の業務の区分欄に掲げる業務を付加された場合において、当該業務に従事している期間支給するものとし、手当の月額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手 当 額
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症及び学長がこれらに相当すると認める感染症の流行により、法令等に基づく警戒措置等が発令された月において、あらかじめ定める職員が、所属内又は複数の部署の連絡調整の業務等に従事したとき。	(イ) 所属の職員等の状況に関する情報収集及び連絡調整の業務 10,000円
	(ロ) 複数の部署の職員等の状況に関する情報収集及び連絡調整の業務 20,000円

2 業務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第32条 高所作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
施設及び設備に係る業務に従事する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で、營繕工事の監督に従事したとき。	200円（当該作業が、地上30メートル以上の箇所で行われたときは300円）とする。 ただし、当該作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額

2 高所作業手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(遺体取扱手当)

第33条 遺体取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、同一の日において、(1)の作業及び(2)の作業に従事した場合にあっては、(2)の作業に係る手当は支給しない。

作 業 の 区 分	手 当 額
(1) 大学院医学系研究科に配置されている職員のうち一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が遺体の取扱作業に従事したとき。	3,200円
(2) 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な遺体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000円

2 遺体取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(防疫等作業手当)

第33条の2 防疫等作業手当は、職員が次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症及び学長がこれらに相当すると認める感染症(この表において「感染症」という。)の患者を入院させるための病棟において、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の診療、看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円(作業のうち心身に著しい負担を与えると認める作業に従事した場合にあっては、手当額にその100分の100に相当する額を加算した額)
(2) 大学の施設内で新型コロナウイルス感染症(「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)のために、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う消毒の作業に従事したとき。	290円
(3) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に係る検体の検査作業に従事したとき。	3,000円
(4) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の診療又は看護に従事したとき。	4,000円

2 防疫等作業手当の支給に際し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手が、放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円
(2) 職員が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター放射線障害予防規程(平成16年規則第19号)第16条又は国立大学法人秋田大学医学部附属病院放射線障害予防規程(平成16年規則第79号)第19条に規定する管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線により被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であるとき。	

2 放射線取扱手当の支給に際し必要な事項は、別に定める。

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 医学部附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	(イ) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円 (ロ) その勤務時間が深夜の一部を含む次に掲げる勤務である場合 ① 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円 ② 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円 ③ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円
(2) 医学附属病院に勤務する医療系職員本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。	1,620円

2 助産師、看護師及び准看護師(徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロ

メートル未満である職員及び第28条第1項に規定する表中、職員の区分欄の(2)に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が、深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合は、当分の間、前項に規定する額に、次の表の通勤距離の区分欄に定める加算額を加算した額とする。

通勤距離の区分	加算額
2km以上 5km未満	380円
5km以上 10km未満	760円
10km以上	1,140円

3 夜間看護等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教員特殊業務手当)

第36条 教員特殊業務手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額	
(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	<p>(イ) 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の100に相当する額を加算した額）</p> <p>(ロ) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>(ハ) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務</p>	8,000円
(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	7,500円	
(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休日等（勤務時間等規程第7条第1項及び第10条第2項の規定による休日（同規程第8条第1項の規定により休日を振り替えた場合にあっては、当該振り替えた休日）並びに同規程第9条の規定による代休をいう。以下この条において同じ。）に行うもの	5,100円	
(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの	2,700円	
(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの	1,800円	

2 教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教育実習等指導手当)

第37条 教育実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育文化学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教員実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職大学院実習等指導手当)

第37条の2 教職大学院実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額

教職大学院の計画に基づく大学院生の実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円
--	------

2 教職大学院実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教育業務連絡指導手当)

第38条 教育業務連絡指導手当は、教育文化学部の附属学校に所属する教諭のうち、次の表の主任の区分欄に掲げる主任等が、同表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

主任の区分	業務の区分	手当額
(1) 附属小学校の教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもので、その職務が困難であると認める業務に従事したとき。	200円
(2) 附属中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主任、研究主任及び教育実習主任		
(3) 附属特別支援学校の教務主任、生徒指導主任、高等部に置かれる進路指導主任、研究主任及び教育実習主任		

2 教育業務連絡指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第38条の2 削除

(入試手当)

第38条の3 入試手当は、本学が実施する入学者選抜試験に係る業務のうち、職員（試験区分が大学入試センター試験の区分であって、業務の区分が(1)～(3)については教育系職員（これに準ずる者を含む。）に限る。）が次の表の試験区分欄及び業務の区分欄に掲げる業務（試験区分が一般入試の区分にあっては、別に定める実施教科等に係るものに限る。）に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

試験区分	業務の区分	手当額（支給単位）
大学入試センター試験	(1) 試験実施本部及び各試験場本部	16,000円（1日）
	(2) 試験監督	10,000円（1日）
		5,000円（半日）
	(3) 試験監督（代替要員）	5,000円（1日）
		2,500円（半日）
	(4) 試験補助	6,000円（1日）
一般入試（前期・後期日程）		3,000円（半日）
	(1) 問題作成	35,000円（1科目）
	(2) (1)に掲げる業務の教科等の代表者	55,000円（1科目）
	(3) 答案・小論文採点	14,000円（1日）
		7,000円（半日）

2 勤務時間等規程第7条に定める休日に前項に掲げる業務を命ぜられた職員のうち、当該休日を同規程第8条の規定により他の勤務日に振り替えた場合（学長が別に定める場合を除く。）には、入試手当は支給しない。

3 入試手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。

4 入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(災害時派遣手当)

第38条の4 災害時派遣手当は、次の表の職員の区分欄に掲げる職員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める救助に関する業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
-------	-----

教育系職員本給表（一）の適用を受ける教育系職員（医師及び歯科医師に限る。）	22,300円
医療系職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、助産師及び看護師	15,700円
事務系職員及び技術系職員	14,400円

2 災害時派遣手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教員免許状更新講習手当）

第38条の5 教員免許状更新講習手当は、職員が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき、本学が開設する免許状更新講習の講師を担当した場合	講習を担当した時間1時間につき、5,500円

2 教員免許状更新講習手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。

3 教員免許状更新講習手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在籍出向調整手当）

第38条の6 本学に在籍したまま本学以外の機関に出向等により勤務している職員で、当該出向等に係る手当を支給することが当該出向等に係る協定等により定められている職員には、在籍出向調整手当を支給することができる。

2 在籍出向調整手当の支給に関し必要な事項は、協定等により個別に定める。

（超過勤務手当）

第39条 勤務時間等規程第16条第1項の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定に定めるもののほか、勤務時間等規程第8条の規定により他の勤務日に振り替えられた休日（同規程第7条に規定する休日をいう。次条において同じ。）に勤務することを命ぜられ、当該勤務を命ぜられた日の属する週の所定の勤務時間が、あらかじめ定められた1週間の所定の勤務時間を超えることとなる職員には、その超えた所定の勤務時間に相当する時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項及び次条第1項の規定にかかるわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175、その勤務が前項に規定する勤務の場合は、100分の50）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間等規程第16条の2第1項に規定する超勤代替休暇を付与された場合において、当該超勤代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が深夜である場合は、100分の175、その時間が第2項に規定する時間の場合は、100分の50）から第1項、第2項及び次条第1項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休日給）

第40条 勤務時間等規程第16条第1項の規定により休日（同規程第9条の規定により代休となつた日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間（同規程第8条の規定により、当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項の規定は、同規程第10条の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日として指定した日を休日とみなして適用するものとし、当該職員の所定の勤務時間が、同規程第7条第1項第3号から第5号までに当たる日（以下「祝日等」という。）に割り振られた場

合において、当該祝日等分の休日を指定されない職員については、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

(夜勤手当)

第41条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。）。

(宿日直手当)

第42条 宿日直手当は、職員が勤務時間等規程第15条の規定により、宿日直勤務を命じられ、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 病院の定時巡回、看護に関する緊急時の対応、非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための看護師長等の宿直勤務	6,700円
(2) 生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する緊急時の対応、非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための臨床工学技士長、主任臨床工学技士及び臨床工学技士の宿日直勤務	6,100円
(3) 入院患者の病状の急変等に対処するための小児科（小児科病棟における勤務に限る。）に所属する医師の宿日直勤務	21,000円

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれない。

第42条の2 削除

(夜間・休日診療手当)

第42条の3 夜間・休日診療手当は、医学部附属病院の小児科（新生児集中治療管理室における勤務に限る。）、集中治療部又は救急部に勤務する医師が、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
(1) 所定の勤務時間による勤務が夜間（午後4時15分から翌日午前8時45分まで）において行われる診療等の業務に従事したとき。	21,000円
(2) 所定の勤務時間による勤務が休日（午前8時30分から午後5時まで）において行われる診療等の業務に従事したとき。	
(3) (1)又は(2)に掲げる業務（救急部に勤務する場合に限る。）に加え、所属する診療科等の入院患者の病状の急変等に対処するための業務を付加されたとき。	42,000円

2 夜間・休日診療手当は、第41条の規定による夜勤手当相当額を含むものとする。

3 夜間・休日診療手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(待機診療手当)

第42条の4 待機診療手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表の勤務箇所欄に掲げる診療科等に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	勤務箇所	手当額
所定の勤務時間以外の時間において救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するために待機を命じられ、呼び出しを受け、診療に従事したとき。	(イ) 次の(ロ)及び(ハ)に掲げるもの以外の診療科（小児科を除く。）等	21,000円
	(ロ) 集中治療部又は救急部	15,750円
	(ハ) 神経内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科、呼吸器外科、食道外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、小児外科、精神科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、麻酔科又は腫瘍内科の各診療科	10,500円

- 2 待機診療手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
 3 待機診療手当に關し必要な事項は、別に定める。

(特別診療加算手当)

第42条の5 特別診療加算手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が所定の勤務時間以外の時間において次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 重症患者の管理等の業務のため8時間以上待機したとき。	10,000円
(2) 臨時又は緊急の手術及び重症処置の業務に従事したとき。 (3)に該当する手術は除く。)	6,000円
(3) 予め所定の勤務時間以外に開始が予定されていた手術の業務に従事したとき及び所定の勤務時間内に開始した手術の業務が延長し、所定の勤務時間以外の時間に及んだとき。	4,000円
(4) 高度の技術を要する処置又は検査等の業務に従事したとき(前条第1項の表の勤務箇所欄(ハ)に掲げる診療科における当該業務に限る。)。	4,000円
(5) 緊急の分べんの業務又は当該分べんに関わる麻酔等の業務に従事したとき(産科婦人科、小児科又は麻酔科に所属する医師が従事した場合に限る。)。	10,000円

- 2 特別診療加算手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
 3 特別診療加算手当に關し必要な事項は、別に定める。

(診療従事特別調整手当)

第42条の6 診療従事特別調整手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
手術及び重症処置業務が行われる日の前日の夜間又は休日の診療業務及び待機又は呼び出しの診療業務の免除を実施している診療科の医師又は歯科医師が、前条の表(2)に規定する業務に従事したとき。	1,000円

- 2 診療従事特別調整手当に關し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第43条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在勤する職員に対して支給するものとし、手当の月額は、次の表の基準日における職員の世帯等の区分欄に応じ、同表に定める額とする。

世帯等の区分	手当額
世帯主である職員	扶養親族のある職員
	その他の世帯主である職員
	その他の職員

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって、別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員給与規程第29条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(学長が定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして学長が定めるものを含まないものとする。

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第48条の規定により給与の支給を受ける職員(同条の規定により寒冷地手当を支給しないこととされている職員を除く。) 前項の規定による額にその者の給与の支給について用

- いられた同条の規定による割合を乗じて得た額
- (2) 第50条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員その他学長が定める職員 零
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、学長が定める額とする。
 - (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として学長が定める場合
 - 4 寒冷地手当の支給に關し必要な事項は、別に定める。

第3節 賞与

(期末手当)

第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表(2)に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を基礎として、100分の127.5（次の表(2)に定める職員で管理職手当の区分がII種であるもの（次条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の107.5、特別職職員本給表の適用を受ける職員にあっては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

本 給 表	職務の級	加 算 割 合
一般職員本給表(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員本給表(二)	5級	100分の10
	4級	100分の5
	3級（別に定める職員に限る。）	
教育系職員本給表(一)	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育系職員本給表(二)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）
教育系職員本給表(三)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）
医療系職員本給表(一)	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級（別に定める職員に限る。）	

医療系職員本給表(二)	6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級(別に定める職員に限る。)	
特別職職員本給表	100分の20	

表(2)

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表(一)	7級以上	Ⅱ種	100分の15
教育系職員本給表(一)	6級・5級	Ⅲ種	100分の10
医療系職員本給表(二)	6級	Ⅱ種	100分の15
特別職職員本給表			100分の25

表(3)

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上 6か月未満	100分の80
3か月以上 5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者(職員就業規則第13条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号又は第10号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ロ 刑事休職者(職員就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。)
- ハ 停職者(職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。)
- ニ 無給派遣休職者(職員就業規則第13条第1項第6号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ホ 育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしている職員又は介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- ヘ 任期付短時間勤務職員(育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)
- ト 大学院修学休業職員(教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。)
- チ 自己啓発等休業職員(自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。)
- リ 配偶者同行休業職員(配偶者同行休業規程第2条第2項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。)

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

- イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
- ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用職員となった者
- ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適當と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

5 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第45条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。この項において

同じ。)において受けるべき本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額(前条第2項の表(2)に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、それぞれ次の各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額
- (2) 特別職員本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額
- (2) 特別職員本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額

勤務期間	期間率
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4箇月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者(職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされている職員(第48条の表(1)中の(イ)の規定の適用を受ける職員を除く。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。)

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 勤勉手当の支給に關し必要な事項は、別に定める。

第46条 削除

第3章 給与の特例

(特定の職員の適用除外)

第47条 第21条、第23条、第24条、第26条、第27条及び第31条から第42条の5までの規定は、特別職員本給表の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第48条 休職者の給与は、次の表の休職の事由欄に掲げる場合に支給するものとし、給与は、休職の事由に応じて同表に定める額とする。

休職の事由	休職者の給与
(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	(1) 当該休職が業務上又は通勤によるものである場合は、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

	(ロ) 当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。ただし、教育系職員就業規程第7条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
	(ハ) 当該休職が(イ)及び(ロ)以外の心身の故障によるものである場合は、休職の期間が満1年に達するまでは、その本給等のそれぞれ100分の80を支給する。
(2) 刑事事件に関し起訴された場合	その休職の期間中、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
(3) 職務に関連があると認められる学術に関する研究又は指導に従事する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給する。
(4) 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合	
(5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、大学の職務に従事することができないとき。	支給しない。
(6) 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70（ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額等派遣先機関の特殊事情によっては、100分の100以内を支給する又は給与を支給しないことができる。）を支給する。
(7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給する。
(8) 削除	削除
(9) 労働組合の業務に専従する場合	支給しない。
(10) その他特別の事情があり、学長が休職を相当と認める場合	その休職の期間のうち学長が定める期間中、学長が定める給与を支給する。

（給与の減額）

第49条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条に規定する休日の代休又は勤務時間等規程第16条の2に規定する超勤代替休暇である場合、勤務時間等規程第22条に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（本給の半減）

第50条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第4章 補則

（実施に關し必要な事項）

第51条 この規程の実施に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(承継職員の本給表の切替え)

- 2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者に適用されていた俸給表（以下「旧俸給表」という。）が附則別表第1に掲げられているものの施行日における本給表は、旧俸給表に対応する同表の本給表欄に定める本給表とする。

附則別表第1

旧俸給表	本給表
行政職俸給表(一)	一般職員本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職員本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育系職員本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育系職員本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育系職員本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療系職員本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療系職員本給表(二)
指定職俸給表	特別職職員本給表

(職務の級及び号俸の切替え)

- 3 前項の規定により施行日における本給表を定められた職員の同日における職務の級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）と同一の職務の級とする。

- 4 前2項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の同日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けている号俸（以下「旧号俸」という。）と同一の号俸とする。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額が附則別表第2の旧俸給月額欄に掲げられている職員の施行日における号俸は、その者の施行日の前日における俸給月額に対応する新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 旧俸給表が行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

3級		4級		5級		6級		7級	
旧俸給月額	新号俸								
318,900	33号俸	366,500	29号俸	384,200	27号俸	420,100	25号俸	430,600	23号俸
320,700	34号俸	368,700	30号俸	386,800	28号俸	423,500	26号俸	434,100	24号俸
322,500	35号俸	370,900	31号俸	389,400	29号俸	426,900	27号俸	437,600	25号俸
324,300	36号俸	373,100	32号俸	392,000	30号俸	430,300	28号俸	441,100	26号俸
326,100	37号俸	375,300	33号俸	394,600	31号俸	433,700	29号俸	444,600	27号俸

8級		9級		10級		11級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
454,700	22号俸	491,000	19号俸	514,700	16号俸	582,300	16号俸
458,300	23号俸	495,100	20号俸	519,100	17号俸	586,900	17号俸
461,900	24号俸	499,200	21号俸	523,500	18号俸	591,500	18号俸
465,500	25号俸	503,300	22号俸	527,900	19号俸	596,100	19号俸
469,100	26号俸	507,400	23号俸	532,300	20号俸	600,700	20号俸

□ 旧俸給表が行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

3級		4級		5級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
309,500	32号俸	327,100	32号俸	351,400	28号俸
311,300	33号俸	329,100	33号俸	353,600	29号俸
313,100	34号俸	331,100	34号俸	355,800	30号俸
314,900	35号俸	333,100	35号俸	358,000	31号俸
316,700	36号俸	335,100	36号俸	360,200	32号俸

ハ 旧俸給表が教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

2級		3級		4級		5級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
413,500	35号俸	474,100	29号俸	506,900	27号俸	594,800	24号俸
416,300	36号俸	477,100	30号俸	510,200	28号俸	599,400	25号俸
419,100	37号俸	480,100	31号俸	513,500	29号俸	604,000	26号俸
421,900	38号俸	483,100	32号俸	516,800	30号俸	608,600	27号俸
424,700	39号俸	486,100	33号俸	520,100	31号俸	613,200	28号俸

二 旧俸給表が教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

2級		3級		4級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
458,500	34号俸	508,500	24号俸	530,600	16号俸
461,300	35号俸	512,500	25号俸	535,000	17号俸
464,100	36号俸	516,500	26号俸	539,400	18号俸
466,900	37号俸	520,500	27号俸	543,800	19号俸
469,700	38号俸	524,500	28号俸	548,200	20号俸

木 旧俸給表が教育職俸給表（三）の適用を受ける職員

2級		3級		4級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
444,600	37号俸	475,500	27号俸	503,400	16号俸
447,000	38号俸	478,300	28号俸	507,300	17号俸
449,400	39号俸	481,100	29号俸	511,200	18号俸
451,800	40号俸	483,900	30号俸	515,100	19号俸
454,200	41号俸	486,700	31号俸	519,000	20号俸

ヘ 旧俸給表が医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

3級		4級		5級		6級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
369,500	31号俸	388,100	28号俸	426,300	24号俸	454,700	21号俸
371,700	32号俸	390,700	29号俸	429,700	25号俸	458,300	22号俸
373,900	33号俸	393,300	30号俸	433,100	26号俸	461,900	23号俸
376,100	34号俸	395,900	31号俸	436,500	27号俸	465,500	24号俸
378,300	35号俸	398,500	32号俸	439,900	28号俸	469,100	25号俸

ト 旧俸給表が医療職俸給表（三）の適用を受ける職員

2級		3級		4級		5級		6級	
旧俸給月額	新号俸								
370,700	39号俸	393,200	32号俸	409,900	29号俸	430,300	25号俸	488,600	23号俸
372,900	40号俸	395,500	33号俸	412,300	30号俸	432,800	26号俸	492,100	24号俸
375,100	41号俸	397,800	34号俸	414,700	31号俸	435,300	27号俸	495,600	25号俸
377,300	42号俸	400,100	35号俸	417,100	32号俸	437,800	28号俸	499,100	26号俸
379,500	43号俸	402,400	36号俸	419,500	33号俸	440,300	29号俸	502,600	27号俸

（期間の通算）

- 6 前項の規定により施行日における号俸を決定された職員に対する施行日以後における最初の第18条の規定の適用については、その者の施行日の前日における俸給月額を受けていた間をその者の施行日における本給月額を受けていた期間に通算する。
- （施行日前の俸給決定に係る期間の通算）
- 7 前項によるほか、施行日における号俸（以下「新号俸」という。）を定められる職員に対す

る施行日以後における最初の第18条第1項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

(異動保障手当)

- 8 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、かつ官署を異にして異動（以下この項において「異動」という。）し給与法第11条の7の規定に基づき調整手当の異動保障を受けていた者の第25条の規定の適用については、当該異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、平成17年3月31日までの間。以下この項において同じ。），本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の異動保障手当を支給する。
(1) 当該異動の日から平成17年3月31日までの期間 異動前の支給割合
(2) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(経過措置)

- 9 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。ただし、同日において、同表の第1欄に掲げる規定の定めにより新たに支給されることとなる場合、又は支給されなくなる場合等にあっては、この限りでない。

この規程の規定	他の法令の規定
第26条（扶養手当）	給与法第11条
第27条（住居手当）	給与法第11条の9
第28条（通勤手当）	給与法第12条
第29条（単身赴任手当）	給与法第12条の2

- 10 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。

この規程の規定	他の法令の規定
第48条（休職者の給与）の「同表」中 (1)（病気休職） (2)（起訴休職） (3)（研究休職） (4)（共同研究休職） (6)（派遣休職） (7)（災害行方不明休職）	給与法第23条第1項、節2項及び第3項 給与法第23条第4項 人事院規則9-13（休職者の給与）第1条第1号 人事院規則9-13第1条第1号 人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）第7条 人事院規則9-13第1条第1号及び第2号
第50条（本給の半減）	給与法附則第7項

附 則

この規程は、平成16年6月24日から施行し、平成16年6月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月10日から施行し、平成16年10月28日から適用する。
ただし、第12条第2号（別表第2の改正に係る部分に限る。）は、平成16年10月1日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 経過措置対象職員 平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在勤する職員をいう。
(2) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、旧算出規定（改正前の職員給与規程第43条の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による基準額又は加算額が最も少なくなる世帯等

の区分をいう。

(3) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の職員給与規程第43条第1項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準世帯等区分をその世帯等区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

3 基準日において、経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き在勤する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の職員給与規程第43条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の職員給与規程第43条第1項の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

4 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長が定めるところにより、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

5 国等の職員であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き職員給与規程の適用を受ける職員となった場合において、採用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して、附則第3項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長の定めるところにより、附則第3項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附 則

この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年9月26日から施行し、平成17年7月5日から適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

附則別表第1

イ 旧一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 級 表	旧 級	新 級
一般職員本給表(一) (旧一般職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	
	7 級	4 級
	8 級	
	9 級	5 級

	10 級	8 級
	11 級	9 級

□ 旧一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
一般職員本給表(二) (旧一般職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

ハ 旧教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(一) (旧教育系職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

ニ 旧教育系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(二) (旧教育系職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級

ホ 旧教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(三) (旧教育系職員本給表(三))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級

ヘ 旧医療系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
医療系職員本給表(一) (旧医療系職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

ト 旧医療系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
医療系職員本給表(二) (旧医療系職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第7までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、第3項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（次項に定める職員にあっては、次項に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1	1
3月以上 6月末満				2	1	6	1	1	1	1	1	1

1	6月以上9月末満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月末満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月末満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月末満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月末満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月末満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月末満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月末満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月末満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月末満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月末満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月末満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月末満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月末満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38	
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39	
	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41	
17	3月末満	85	65	57	69	57	53	49	45	41	37	
	3月以上6月末満	86	66	57	70	58	54	50	46	42	38	
	6月以上9月末満	87	67	58	71	59	55	51	47	43	39	
	9月以上12月末満	88	68	58	72	60	56	52	48	44	40	
	12月以上	89	69	59	73	61	57	53	49	45	41	
18	3月末満	89	69	59	73	61	57	53	49	45	41	
	3月以上6月末満	90	70	59	74	62	58	54	50	46	42	
	6月以上9月末満	91	71	60	75	63	59	55	51	47	43	
	9月以上12月末満	92	72	60	76	64	60	56	52	48	44	

	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	45			
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	53	45			
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	54	45			
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59	55	45			
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	56	45			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	45			
20	3月未満			77	62	81	69	65	61	57	45			
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62	58	45			
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63	59	45			
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64	60	45			
	12月以上			81	63	85	73	69	65	61	45			
21	3月未満				81	63	85	73	69	65	61			
	3月以上6月未満				82	64	86	74	70	66	61			
	6月以上9月未満				83	64	87	75	71	67	61			
	9月以上12月未満				84	64	88	76	72	68	61			
	12月以上				85	65	89	77	73	69	61			
22	3月未満					85	65	89	77	73	69	61		
	3月以上6月未満					86	65	90	78	74	70	61		
	6月以上9月未満					87	66	91	79	75	71	61		
	9月以上12月未満					88	66	92	80	76	72	61		
	12月以上					89	67	93	81	77	73	61		
23	3月未満						89	67	93	81	77	73	61	
	3月以上6月未満						90	67	94	82	78	74	61	
	6月以上9月未満						91	68	95	83	79	75	61	
	9月以上12月未満						92	68	96	84	80	76	61	
	12月以上						93	69	97	85	81	77	61	
24	3月未満							93	69	97	85	81	77	
	3月以上6月未満							94	70	98	86	82	77	
	6月以上9月未満							95	71	99	87	83	77	
	9月以上12月未満							96	72	100	88	84	77	
	12月以上							97	73	101	89	85	77	
25	3月未満							97	73	101	89	85	77	
	3月以上6月未満							98	73	102	90	85	77	
	6月以上9月未満							99	74	103	91	85	77	
	9月以上12月未満							100	74	104	92	85	77	
	12月以上							101	75	105	93	85	77	
26	3月未満								101	75	105	93	85	77
	3月以上6月未満								102	75	106	93	85	77
	6月以上9月未満								103	76	107	93	85	77
	9月以上12月未満								104	76	108	93	85	77
	12月以上								105	77	109	93	85	77
27	3月未満								105	77	109	93	85	
	3月以上6月未満								106	78	110	93	85	
	6月以上9月未満								107	79	111	93	85	
	9月以上12月未満								108	80	112	93	85	
	12月以上								109	81	113	93	85	
28	3月未満									109	81	113	93	
	3月以上6月未満									110	82	113	93	
	6月以上9月未満									111	83	113	93	
	9月以上12月未満									112	84	113	93	
	12月以上									113	85	113	93	
29	3月未満									113	85	113	93	
	3月以上6月未満									114	85	113	93	
	6月以上9月未満									115	86	113	93	
	9月以上12月未満									116	86	113	93	
	12月以上									117	87	113	93	
30	3月未満									117	87	113		
	3月以上6月未満									118	87	113		
	6月以上9月未満									119	88	113		
	9月以上12月未満									120	88	113		
	12月以上									121	89	113		
31	3月未満										121	89	113	
	3月以上6月未満										122	90	113	
	6月以上9月未満										123	91	113	
	9月以上12月未満										124	92	113	
	12月以上										125	93	113	
32	3月未満										125	93		
	3月以上6月未満										125	94		
	6月以上9月未満										125	95		
	9月以上12月未満										125	96		
	12月以上										125	97		
33	3月未満										125	97		
	3月以上6月未満										125	98		
	6月以上9月未満										125	99		
	9月以上12月未満										125	100		
	12月以上										125	101		
34	3月未満										125			
	3月以上6月未満										125			
	6月以上9月未満										125			
	9月以上12月未満										125			
	12月以上										125			
35	3月未満										125			
	3月以上6月未満										125			
	6月以上9月未満										125			
	9月以上12月未満										125			
	12月以上										125			
	3月未満										125			

36	3月以上6月末満		125						
	6月以上9月末満		125						
	9月以上12月末満		125						
	12月以上		125						
37	3月末満		125						
	3月以上6月末満		125						
	6月以上9月末満		125						
	9月以上12月末満		125						
	12月以上		125						

□ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月末満		1	1	5	1	1
	3月以上6月末満		1	1	6	1	1
	6月以上9月末満		1	1	7	1	1
	9月以上12月末満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月末満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月末満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月末満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月末満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月末満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月末満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月末満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月末満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月末満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月末満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月末満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月末満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月末満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月末満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月末満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月末満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月末満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月末満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月末満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月末満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月末満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月末満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月末満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月末満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月末満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月末満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月末満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月末満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月末満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月末満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月末満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月末満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月末満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月末満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月末満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月末満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月末満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月末満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月末満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月末満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月末満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月末満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月末満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月末満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月末満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月末満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月末満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月末満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月末満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月末満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月末満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月末満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月末満	53	53	49	61	41	37

15	3月以上6月末満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月末満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月末満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
	3月未満	57	57	53	65	45	41
16	3月以上6月末満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月末満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月末満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
	3月未満	61	61	57	69	49	45
17	3月以上6月末満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月末満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月末満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未満	65	65	61	73	53	49
18	3月以上6月末満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月末満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月末満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満	69	69	65	77	57	53
19	3月以上6月末満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月末満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月末満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未満	73	73	67	81	61	57
20	3月以上6月末満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月末満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月末満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未満	77	77	69	85	65	61
21	3月以上6月末満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月末満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月末満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未満	81	81	73	89	69	65
22	3月以上6月末満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月末満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月末満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未満	85	85	75	93	73	69
23	3月以上6月末満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月末満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月末満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未満	89	89	77	97	77	
24	3月以上6月末満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月末満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月末満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未満	93	93	79	101	81	
25	3月以上6月末満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月末満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月末満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
	3月未満	97	97	81	105	85	
26	3月以上6月末満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月末満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月末満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未満	101	101	85	109	89	
27	3月以上6月末満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月末満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月末満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未満	105	105	87	113	93	
28	3月以上6月末満	106	106	87	114	94	
	6月以上9月末満	107	107	88	115	95	
	9月以上12月末満	108	108	88	116	96	
	12月以上	109	109	89	117	97	
	3月未満	109	109	89	117	97	
29	3月以上6月末満	110	110	90	118	98	
	6月以上9月末満	111	111	91	119	99	
	9月以上12月末満	112	112	92	120	100	
	12月以上	113	113	93	121	101	
	3月未満	113	113	93	121	101	
30	3月以上6月末満	114	114	93	122	101	
	6月以上9月末満	115	115	94	123	101	
	9月以上12月末満	116	116	94	124	101	
	12月以上	117	117	95	125	101	
	3月未満	117	117	95	125	101	
31	3月以上6月末満	118	118	95	126	101	
	6月以上9月末満	119	119	96	127	101	
	9月以上12月末満	120	120	96	128	101	
	12月以上	121	121	97	129	101	
	3月未満	121	121	97	129	101	
32	3月以上6月末満	121	122	98	130	101	
	6月以上9月末満	121	123	99	131	101	

	9月以上12月未満	121	124	100	132	101	
	12月以上	121	125	101	133	101	
33	3月未満		125	101	133		
	3月以上6月未満		126	102	133		
	6月以上9月未満		127	103	133		
	9月以上12月未満		128	104	133		
	12月以上		129	105	133		
34	3月未満			105	133		
	3月以上6月未満			106	133		
	6月以上9月未満			107	133		
	9月以上12月未満			108	133		
	12月以上			109	133		
35	3月未満			109	133		
	3月以上6月未満			109	133		
	6月以上9月未満			110	133		
	9月以上12月未満			110	133		
	12月以上			111	133		
36	3月未満			111	133		
	3月以上6月未満			111	133		
	6月以上9月未満			112	133		
	9月以上12月未満			112	133		
	12月以上			113	133		

ハ 教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	△ 旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
		3月未満		1	1	1
1	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
	3月未満	5	5	5	1	1
3	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
	3月未満	9	9	9	1	1
4	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
	3月未満	13	13	13	5	1
5	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
	3月未満	17	17	17	9	1
6	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
	3月未満	21	21	21	13	5
7	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
	3月未満	25	25	25	17	9
8	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
	3月未満	29	29	29	21	13
9	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
	3月未満	33	33	33	25	17
10	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
	3月未満	37	37	37	29	21
11	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27

12	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	73
	3月以上6月未満	90	90	90	82	74
	6月以上9月未満	91	91	91	83	75
	9月以上12月未満	92	92	92	84	76
	12月以上	93	93	93	85	77
25	3月未満	93	93	93	85	77
	3月以上6月未満	94	94	94	86	78
	6月以上9月未満	95	95	95	87	79
	9月以上12月未満	96	96	96	88	80
	12月以上	97	97	97	89	81
26	3月未満	97	97	97	89	81
	3月以上6月未満	98	98	98	90	81
	6月以上9月未満	99	99	99	91	81
	9月以上12月未満	100	100	100	92	81
	12月以上	101	101	101	93	81
27	3月未満	101	101	101	93	81
	3月以上6月未満	102	102	102	94	81
	6月以上9月未満	103	103	103	95	81
	9月以上12月未満	104	104	104	96	81
	12月以上	105	105	105	97	81
28	3月未満	105	105	105	97	81
	3月以上6月未満	106	106	106	98	81
	6月以上9月未満	107	107	107	99	81
	9月以上12月未満	108	108	108	100	81
	12月以上	109	109	109	101	81
29	3月未満	109	109	109	101	
	3月以上6月未満	110	110	110	101	
	6月以上9月未満	111	111	111	101	
	9月以上12月未満	112	112	112	101	
	12月以上	113	113	113	101	

30	3月未満	113	113	113	101	
	3月以上6月未満	114	114	114	101	
	6月以上9月未満	115	115	115	101	
	9月以上12月未満	116	116	116	101	
	12月以上	117	117	117	101	
31	3月未満	117	117	117	101	
	3月以上6月未満	118	118	117	101	
	6月以上9月未満	119	119	117	101	
	9月以上12月未満	120	120	117	101	
	12月以上	121	121	117	101	
32	3月未満	121	121	117		
	3月以上6月未満	122	122	117		
	6月以上9月未満	123	123	117		
	9月以上12月未満	124	124	117		
	12月以上	125	125	117		
33	3月未満	125	125	117		
	3月以上6月未満	126	126	117		
	6月以上9月未満	127	127	117		
	9月以上12月未満	128	128	117		
	12月以上	129	129	117		
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133	133			
	3月以上6月未満	134	134			
	6月以上9月未満	135	135			
	9月以上12月未満	136	136			
	12月以上	137	137			
36	3月未満	137	137			
	3月以上6月未満	138	138			
	6月以上9月未満	139	139			
	9月以上12月未満	140	140			
	12月以上	141	141			
37	3月未満	141	141			
	3月以上6月未満	142	141			
	6月以上9月未満	143	141			
	9月以上12月未満	144	141			
	12月以上	145	141			
38	3月未満	145	141			
	3月以上6月未満	146	141			
	6月以上9月未満	147	141			
	9月以上12月未満	148	141			
	12月以上	149	141			
39	3月未満		141			
	3月以上6月未満		141			
	6月以上9月未満		141			
	9月以上12月未満		141			
	12月以上		141			

二 教育系職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級		3 級	4 級
		1 級	2 級		
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5

7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	37
	3月以上6月未満	58	58	50	37
	6月以上9月未満	59	59	51	37
	9月以上12月未満	60	60	52	37
	12月以上	61	61	53	37
17	3月未満	61	61	53	37
	3月以上6月未満	62	62	54	37
	6月以上9月未満	63	63	55	37
	9月以上12月未満	64	64	56	37
	12月以上	65	65	57	37
18	3月未満	65	65	57	37
	3月以上6月未満	66	66	58	37
	6月以上9月未満	67	67	59	37
	9月以上12月未満	68	68	60	37
	12月以上	69	69	61	37
19	3月未満	69	69	61	37
	3月以上6月未満	70	70	62	37
	6月以上9月未満	71	71	63	37
	9月以上12月未満	72	72	64	37
	12月以上	73	73	65	37
20	3月未満	73	73	65	37
	3月以上6月未満	74	74	66	37
	6月以上9月未満	75	75	67	37
	9月以上12月未満	76	76	68	37
	12月以上	77	77	69	37
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
	3月未満	89	89	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	

24	6月以上9月未満	91	91	77	
	9月以上12月未満	92	92	77	
	12月以上	93	93	77	
25	3月未満	93	93	77	
	3月以上6月未満	94	94	77	
	6月以上9月未満	95	95	77	
	9月以上12月未満	96	96	77	
	12月以上	97	97	77	
26	3月未満	97	97	77	
	3月以上6月未満	98	98	77	
	6月以上9月未満	99	99	77	
	9月以上12月未満	100	100	77	
	12月以上	101	101	77	
27	3月未満	101	101	77	
	3月以上6月未満	102	102	77	
	6月以上9月未満	103	103	77	
	9月以上12月未満	104	104	77	
	12月以上	105	105	77	
28	3月未満	105	105	77	
	3月以上6月未満	106	106	77	
	6月以上9月未満	107	107	77	
	9月以上12月未満	108	108	77	
	12月以上	109	109	77	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133	133		
	3月以上6月未満	134	134		
	6月以上9月未満	135	135		
	9月以上12月未満	136	136		
	12月以上	137	137		
36	3月未満	137	137		
	3月以上6月未満	138	137		
	6月以上9月未満	139	137		
	9月以上12月未満	140	137		
	12月以上	141	137		
37	3月未満	141	137		
	3月以上6月未満	142	137		
	6月以上9月未満	143	137		
	9月以上12月未満	144	137		
	12月以上	145	137		
38	3月未満	145	137		
	3月以上6月未満	146	137		
	6月以上9月未満	147	137		
	9月以上12月未満	148	137		
	12月以上	149	137		
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

木 教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間				
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	37
	3月以上6月未満	58	58	54	37
	6月以上9月未満	59	59	55	37
	9月以上12月未満	60	60	56	37
	12月以上	61	61	57	37
17	3月未満	61	61	57	37
	3月以上6月未満	62	62	58	37
	6月以上9月未満	63	63	59	37
	9月以上12月未満	64	64	60	37

	12月以上	65	65	61	37
18	3月未満	65	65	61	37
	3月以上6月未満	66	66	62	37
	6月以上9月未満	67	67	63	37
	9月以上12月未満	68	68	64	37
	12月以上	69	69	65	37
19	3月未満	69	69	65	37
	3月以上6月未満	70	70	66	37
	6月以上9月未満	71	71	67	37
	9月以上12月未満	72	72	68	37
	12月以上	73	73	69	37
20	3月未満	73	73	69	37
	3月以上6月未満	74	74	70	37
	6月以上9月未満	75	75	71	37
	9月以上12月未満	76	76	72	37
	12月以上	77	77	73	37
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101	93	
	3月以上6月未満	102	102	93	
	6月以上9月未満	103	103	93	
	9月以上12月未満	104	104	93	
	12月以上	105	105	93	
28	3月未満	105	105	93	
	3月以上6月未満	106	106	93	
	6月以上9月未満	107	107	93	
	9月以上12月未満	108	108	93	
	12月以上	109	109	93	
29	3月未満	109	109	93	
	3月以上6月未満	110	110	93	
	6月以上9月未満	111	111	93	
	9月以上12月未満	112	112	93	
	12月以上	113	113	93	
30	3月未満	113	113	93	
	3月以上6月未満	114	114	93	
	6月以上9月未満	115	115	93	
	9月以上12月未満	116	116	93	
	12月以上	117	117	93	
31	3月未満	117	117	93	
	3月以上6月未満	118	118	93	
	6月以上9月未満	119	119	93	
	9月以上12月未満	120	120	93	
	12月以上	121	121	93	
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
	3月未満	133			

35	3月以上6月末満		134			
	6月以上9月末満		135			
	9月以上12月末満		136			
	12月以上		137			
36	3月末満		137			
	3月以上6月末満		138			
	6月以上9月末満		139			
	9月以上12月末満		140			
	12月以上		141			
37	3月末満		141			
	3月以上6月末満		142			
	6月以上9月末満		143			
	9月以上12月末満		144			
	12月以上		145			
38	3月末満		145			
	3月以上6月末満		146			
	6月以上9月末満		147			
	9月以上12月末満		148			
	12月以上		149			
39	3月末満		149			
	3月以上6月末満		149			
	6月以上9月末満		149			
	9月以上12月末満		149			
	12月以上		149			
40	3月末満		149			
	3月以上6月末満		149			
	6月以上9月末満		149			
	9月以上12月末満		149			
	12月以上		149			
41	3月末満		149			
	3月以上6月末満		149			
	6月以上9月末満		149			
	9月以上12月末満		149			
	12月以上		149			

へ 医療系職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	新 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月末満			1	1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月末満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月末満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月末満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月末満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月末満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月末満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月末満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月末満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月末満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月末満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月末満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月末満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月末満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月末満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月末満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月末満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月末満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月末満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月末満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月末満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月末満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月末満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月末満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月末満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月末満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月末満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月末満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月末満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月末満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21

10	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	65
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	65
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	65
	12月以上	81	81	81	77	73	65
22	3月未満	81	81	81	77	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	65
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	65
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	65
	12月以上	85	85	85	81	77	65
23	3月未満	85	85	85	81	77	65
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78	65
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79	65
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80	65
	12月以上	85	89	89	85	81	65
24	3月未満	89	89	85	81	77	65
	3月以上6月未満	90	90	86	82	78	65
	6月以上9月未満	91	91	87	83	78	65
	9月以上12月未満	92	92	88	84	80	65
	12月以上	93	93	89	85	81	65
25	3月未満	93	93	89	85	81	65
	3月以上6月未満	94	94	90	85	81	65
	6月以上9月未満	95	95	91	85	81	65
	9月以上12月未満	96	96	92	85	81	65
	12月以上	97	97	93	85	81	65
26	3月未満	97	97	93	85	81	65
	3月以上6月未満	98	98	94	85	81	65
	6月以上9月未満	99	99	95	85	81	65
	9月以上12月未満	100	100	96	85	81	65
	12月以上	101	101	97	85	81	65

27	6月以上9月未満		103	103	99	85	
	9月以上12月未満		104	104	100	85	
	12月以上		105	105	101	85	
28	3月未満		105	105	101	85	
	3月以上6月未満		105	106	102	85	
	6月以上9月未満		105	107	103	85	
	9月以上12月未満		105	108	104	85	
	12月以上		105	109	105	85	
29	3月未満			109	105		
	3月以上6月未満			110	105		
	6月以上9月未満			111	105		
	9月以上12月未満			112	105		
	12月以上			113	105		
30	3月未満			113	105		
	3月以上6月未満			113	105		
	6月以上9月未満			113	105		
	9月以上12月未満			113	105		
	12月以上			113	105		
31	3月未満			113	105		
	3月以上6月未満			113	105		
	6月以上9月未満			113	105		
	9月以上12月未満			113	105		
	12月以上			113	105		
32	3月未満			113	105		
	3月以上6月未満			113	105		
	6月以上9月未満			113	105		
	9月以上12月未満			113	105		
	12月以上			113	105		
33	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			
34	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			
35	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

ト 医療系職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
		3月未満	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1
1	3月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
5	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
6	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
7	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6

8	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月末満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月末満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月末満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月末満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月末満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月末満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月末満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月末満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月末満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月末満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月末満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月末満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月末満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月末満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月末満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月末満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月末満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月末満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月末満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月末満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月末満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月末満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月末満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月末満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月末満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月末満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月末満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月末満	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月末満	85	85	85	81	77	69
	3月以上6月末満	86	86	86	82	78	69
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	69
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	69
	12月以上	89	89	89	85	81	69
24	3月末満	89	89	89	85	81	69
	3月以上6月末満	90	90	90	86	82	69
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	69
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	69
	12月以上	93	93	93	89	85	69
25	3月末満	93	93	93	89	85	69
	3月以上6月末満	94	94	94	90	86	69
	6月以上9月未満	95	95	95	91	87	69
	9月以上12月未満	96	96	96	92	88	69

	12月以上	97	97	97	93	89	69
26	3月未満	97	97	97	93	89	69
	3月以上6月未満	98	98	98	94	90	69
	6月以上9月未満	99	99	99	95	91	69
	9月以上12月未満	100	100	100	96	92	69
	12月以上	101	101	101	97	93	69
27	3月未満	101	101	101	97	93	69
	3月以上6月未満	102	102	102	98	93	69
	6月以上9月未満	103	103	103	99	93	69
	9月以上12月未満	104	104	104	100	93	69
	12月以上	105	105	105	101	93	69
28	3月未満	105	105	105	101	93	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	93	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	93	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	93	
	12月以上	109	109	109	105	93	
29	3月未満	109	109	109	105	93	
	3月以上6月未満	110	110	110	106	93	
	6月以上9月未満	111	111	111	107	93	
	9月以上12月未満	112	112	112	108	93	
	12月以上	113	113	113	109	93	
30	3月未満	113	113	113	109		
	3月以上6月未満	114	114	114	110		
	6月以上9月未満	115	115	115	111		
	9月以上12月未満	116	116	116	112		
	12月以上	117	117	117	113		
31	3月未満	117	117	117	113		
	3月以上6月未満	118	118	118	113		
	6月以上9月未満	119	119	119	113		
	9月以上12月未満	120	120	120	113		
	12月以上	121	121	121	113		
32	3月未満	121	121	121	113		
	3月以上6月未満	122	122	122	113		
	6月以上9月未満	123	123	123	113		
	9月以上12月未満	124	124	124	113		
	12月以上	125	125	125	113		
33	3月未満	125	125	125	113		
	3月以上6月未満	126	126	125	113		
	6月以上9月未満	127	127	125	113		
	9月以上12月未満	128	128	125	113		
	12月以上	129	129	125	113		
34	3月未満	129	129	125			
	3月以上6月未満	130	130	125			
	6月以上9月未満	131	131	125			
	9月以上12月未満	132	132	125			
	12月以上	133	133	125			
35	3月未満	133	133	125			
	3月以上6月未満	134	134	125			
	6月以上9月未満	135	135	125			
	9月以上12月未満	136	136	125			
	12月以上	137	137	125			
36	3月未満	137	137	125			
	3月以上6月未満	138	138	125			
	6月以上9月未満	139	139	125			
	9月以上12月未満	140	140	125			
	12月以上	141	141	125			
37	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149	149				
	3月以上6月未満	150	150				
	6月以上9月未満	151	151				
	9月以上12月未満	152	152				
	12月以上	153	153				
40	3月未満	153	153				
	3月以上6月未満	154	153				
	6月以上9月未満	155	153				
	9月以上12月未満	156	153				
	12月以上	157	153				
41	3月未満	157	153				
	3月以上6月未満	158	153				
	6月以上9月未満	159	153				
	9月以上12月未満	160	153				
	12月以上	161	153				
42	3月未満		153				
	3月以上6月未満		153				
	6月以上9月未満		153				
	9月以上12月未満		153				
	12月以上		153				
	3月未満		153				

43	3月以上6月末満	153				
	6月以上9月末満	153				
	9月以上12月末満	153				
	12月以上	153				

(旧号俸等を受けていた期間の特例)

- 2 前項の「次項に定める職員」は、次の各号に定める職員とし、当該職員に係る「次項に定める期間」は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号俸を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあっては、0）
 - (3) この規程の改正がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前に昇給延伸の事由に該当した職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
イ 職員就業規則第13条の規定による休職にされていた職員
ロ 職員就業規則第40条の規定による育児休業又は同規則第41条の規定による介護休業をしていた職員
ハ 教育系職員就業規程第13条の規定による大学院修学休業をしていた職員
 - (5) 前号イからハに掲げる職員又は勤務時間規程第27条に規定する病気休暇のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日においてこの規程の改正がないものとした場合における復職時等における本給月額の調整の時期に達していなかったもの 特定起算日（この規程の改正がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (6) この規程の改正がないものとした場合において改正前の第18条第2項の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員（この規程の改正がないものとした場合において切替日以後に別に定める昇給があることとなる職員及び前2号に掲げる職員を除く。） 0
- 3 切替日の前日において特別職員本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第3

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 第4条 切替日前（平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下この条において同じ。）において昇格又は本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、次の各号に定めるところにより必要な調整を行う。
- (1) 切替日前において昇格（本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定める職員にあっては、当該異動又は適用の日の号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がなく、かつ、切替日に昇格したものとして改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則（平成18年4月1日施行の国立大学法人秋田大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準細則（平成16年規則第72号。以下「初任給等基準細則」という。）をいう。以下この号において同じ。）の規定を適用した場合に得られる号俸がその者の新号俸より有利な職員については、当該改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則の規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の新号俸とする。この場合において、調整の際の改正後の初任給等基準細則第22条の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けたものとみなす。
 - (2) 前号の規定に該当する職員のうち、切替日前の昇格に係る号俸について個別に決定された職員にあっては、同号の規定にかかわらず、別に定めるところによりその者の新号俸を決定することができる。
- 2 前項の「これに準ずる職員」は、切替日前において改正前の初任給等基準細則（平成18年4月1日施行前の初任給等基準細則をいう。次条第2項において同じ。）第16条、第17条、第18条又は第25条の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員とする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 第5条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額（以下「切替前本給月額」という。）に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（次の各号に掲げる職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- (1) 切替日以降に初任給基準異動（本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項において同じ。）をした職員
 - (2) 切替日以降に基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級（第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級））をいう。以下次項第2号において同じ。）より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 切替日前に休職等期間（初任給等基準細則第38条第1項に規定する休職等の期間及び同細則第39条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
 - (4) 切替日以降に育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務（次項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員
 - (5) 切替日以降にこの条の第1項の規定による本給を支給される職員でなくなった職員

附則別表第4

イ 一般職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	本給月額										
1			183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000	580,300
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200	517,400	584,900
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300	521,800	589,500
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400	526,200	594,100
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	493,500	530,600	598,700
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	497,600		
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200	501,700		
23			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200	456,800	505,800		
24			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700	460,400			
25			303,000	356,500	377,800	418,700	436,200	464,000			
26			304,800	358,700	380,400	422,100	439,700	467,600			
27			306,700	361,000	383,000	425,500	443,200				
28			308,700	363,200	385,600	428,900					
29			310,600	365,400	388,200	432,300					
30			312,500	367,600	390,800						
31			314,400	369,800	393,400						
32			316,200	372,000							
33			318,000	374,200							
34			319,800								
35			321,600								
36			323,400								
37			325,200								

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1		164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400

11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700	350,300	
29	227,800	270,700	303,100	319,900	352,500	
30	229,800	272,300	305,000	322,100	354,700	
31	231,700	273,900	306,800	324,100	356,900	
32	233,300	275,600	308,600	326,100	359,100	
33		277,100	310,400	328,100		
34			312,200	330,100		
35			314,000	332,100		
36			315,800	334,100		

ハ 教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	592,800
25	323,900	384,500	460,400	498,700	597,400
26	327,000	387,200	463,400	502,000	602,000
27	330,000	390,100	466,500	505,300	606,600
28	332,700	392,800	469,500	508,600	611,200
29	334,900	395,600	472,500	511,900	
30	336,900	398,200	475,500	515,200	
31	339,000	401,000	478,500	518,500	
32	341,000	403,700	481,500		
33	343,000	406,600	484,500		
34	344,900	409,400			
35	346,900	412,200			
36	349,000	415,000			
37	351,100	417,800			
38	353,300	420,600			
39		423,400			

二 教育系職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			310,100	403,500
2	147,000	190,500	323,500	413,500
3	153,100	197,400	336,700	422,900
4	160,300	204,300	346,700	432,200
5	168,200	211,700	356,800	441,600
6	177,100	219,600	367,100	450,500
7	187,100	230,500	376,900	459,200
8	193,700	242,000	386,400	467,600
9	200,300	253,600	395,900	476,600
10	207,000	265,900	404,700	485,500
11	214,100	278,500	413,500	495,400

12	221, 400	291, 500	422, 100	504, 400
13	229, 600	305, 100	430, 200	512, 800
14	237, 300	318, 400	437, 900	520, 100
15	245, 200	331, 000	445, 300	524, 500
16	253, 100	340, 900	452, 700	528, 900
17	260, 800	350, 700	460, 600	533, 300
18	268, 500	360, 700	468, 600	537, 700
19	276, 100	370, 100	476, 500	542, 100
20	282, 900	379, 400	484, 300	546, 500
21	289, 500	388, 200	492, 100	
22	295, 500	396, 100	498, 900	
23	301, 500	403, 100	502, 900	
24	307, 400	410, 300	506, 900	
25	313, 100	417, 000	510, 900	
26	318, 900	423, 300	514, 900	
27	324, 300	428, 700	518, 900	
28	329, 700	433, 900	522, 900	
29	334, 700	438, 700		
30	338, 400	442, 900		
31	341, 300	447, 200		
32	344, 100	451, 400		
33	346, 900	454, 200		
34	348, 900	457, 000		
35	350, 900	459, 800		
36	352, 700	462, 600		
37	354, 400	465, 400		
38	356, 100	468, 200		
39	358, 300			
40	360, 300			

木 教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			269, 200	398, 800
2	147, 000	162, 400	282, 700	407, 400
3	153, 100	170, 700	296, 400	415, 800
4	160, 300	179, 600	310, 100	424, 200
5	168, 200	190, 500	323, 500	432, 400
6	177, 100	197, 400	336, 700	440, 100
7	187, 100	204, 300	346, 700	447, 700
8	193, 700	211, 700	356, 800	454, 900
9	200, 200	219, 600	367, 100	461, 700
10	206, 800	230, 500	375, 700	468, 400
11	213, 500	242, 000	384, 100	475, 300
12	220, 400	253, 600	392, 100	482, 400
13	227, 700	265, 900	399, 800	488, 800
14	234, 900	278, 500	407, 300	494, 000
15	241, 900	291, 500	414, 700	497, 900
16	249, 000	305, 100	421, 900	501, 800
17	255, 500	318, 400	428, 600	505, 700
18	261, 800	331, 000	435, 200	509, 600
19	268, 300	340, 900	441, 700	513, 500
20	274, 100	350, 700	447, 400	517, 400
21	279, 400	360, 500	452, 800	
22	284, 300	368, 800	457, 300	
23	289, 000	376, 900	461, 500	
24	293, 100	384, 500	465, 200	
25	296, 500	391, 300	468, 300	
26	299, 800	397, 600	471, 100	
27	303, 100	403, 300	473, 900	
28	305, 500	408, 500	476, 700	
29	307, 200	413, 300	479, 500	
30	309, 000	418, 100	482, 300	
31	310, 700	422, 700	485, 100	
32	312, 400	426, 700		
33	314, 100	430, 900		
34		434, 800		
35		438, 400		
36		440, 800		
37		443, 200		
38		445, 600		
39		448, 000		
40		450, 400		
41		452, 800		

ヘ 医療系職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			204, 700	227, 900	264, 300	305, 800
2	138, 600	176, 100	211, 800	236, 100	273, 700	315, 800
3	144, 000	182, 400	219, 000	244, 500	283, 100	325, 800
4	150, 800	188, 800	226, 700	252, 900	292, 500	335, 800
5	157, 400	195, 500	234, 800	261, 400	302, 200	345, 700
6	165, 000	201, 900	243, 000	269, 800	311, 800	355, 300

7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700	453,200
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100	456,800
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500	460,400
24		294,800	353,300	376,900	424,900	464,000
25		296,600	355,600	379,200	428,300	467,600
26		298,300	357,600	381,700	431,700	
27		300,200	359,700	384,300	435,100	
28		301,900	361,800	386,900	438,500	
29			364,000	389,500		
30			366,200	392,100		
31			368,400	394,700		
32			370,600	397,300		
33			372,800			
34			375,000			
35			377,200			

ト 医療系職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			220,200	242,500	273,500	309,800
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	487,000
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	490,500
25	283,100	335,800	377,400	397,700	428,900	494,000
26	287,200	339,700	380,700	400,900	431,400	497,500
27	290,700	343,000	383,700	403,800	433,900	501,000
28	293,800	345,900	386,500	406,200	436,400	
29	296,200	348,600	389,300	408,600	438,900	
30	298,300	350,700	392,000	411,000		
31	300,100	352,700	394,300	413,400		
32	302,000	354,600	396,600	415,800		
33	303,900	356,500	398,900	418,200		
34	305,800	358,600	401,200			
35	307,700	360,700	403,500			
36	309,600	362,900	405,800			
37	311,400	365,200				
38	313,500	367,400				
39	315,400	369,600				
40	317,400	371,800				
41	319,200	374,000				
42		376,200				
43		378,400				

チ 特別職職員本給表の適用を受ける職員の切替前本給月額

号俸	本給月額
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000

5	840,000
6	903,000
7	988,000

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（学長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前項第5号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同項第5号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、同項の規定に準じて、その差額に相当する額を同項の規定による本給として支給する。

- (1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（特別職職員本給表の適用を受けることとなった職員を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に改正前の初任給等基準細則第24条から第28条までの規定の例により同日において受けることとなる本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額（以下この項及び第4項において「再計算した場合の切替前本給月額」という。）に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等基準細則第23条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等基準細則第43条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、前項の規定による本給として支給する。

4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員（切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。）のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員には、第1項及び第2項の規定に準じて、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとして再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しないこととなるもの（第1項第5号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）
- (2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして第2項の規定を適用したならば支給されることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるもの

5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。

第6条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第5条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)
第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
別表第10	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

(異動保障手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のとおりとする。

2 施行日後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

第9条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

第2条 管理職手当が支給されることとなる職員のうち、第23条第2項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額（育児休業規程第23条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、当該経過措置基準額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額のほか、同条第2項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程の施行日の前に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級と同一の職務の級又は上位の職務の級に属する職員のうち、同日に改正前の職員給与規程第23条に規定する別表第9管理職手当表に掲げる管理又は監督の地位にある職員に係る同表の適用区分欄に定める区分に相当する改正後のこの規程別表第9の適用区分欄に掲げる区分に対応する同表の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員で、同日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.1を乗じて得た額をいう。

3 施行日以後に採用された職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前項までに掲げる職員に準ずるものとして学長が定める職員には、前項までの規定に準じて管理職手当を支給する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則
この規程は、平成19年7月11日から施行する。

- 附 則**
(施行期日等)
- 1 この規程は、平成20年1月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
 - 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

- (主幹教諭に対する手当の支給)
- 2 この規程の施行日以後に主幹教諭となった職員には、当分の間、第23条の規定に準じて管理職手当に相当する手当（以下この項において「主幹手当」という。）を支給する。この場合において、当該主幹教諭に支給する主幹手当の月額は、別表第9の適用区分欄のV種に対応する管理又は監督の地位にある職員欄に掲げられているものとして同条第2項の規定を準用して得られる額の2分の1に相当する額（百円未満を切り捨てた額）とする。ただし、管理職手当を支給されている職員には主幹手当は支給しない。

附 則
この規程は、平成21年1月14日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

- 附 則**
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- (平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第44条及び第45条の規定の適用については、第44条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第45条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則
この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、第31条の規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成21年10月14日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第27条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条の規定は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年3月23日から施行する。

(入試手当に関する特例措置)

- 2 平成21年度に実施する平成22年度一般入試（前期・後期日程）の問題作成業務（新型インフルエンザへの対応として実施する追試験の問題作成業務を含む場合に限る。）に従事した場合に支給する入試手当に関する第38条の3の規定の適用については、第38条の3第1項表中「35,000円」とあるのは「45,000円」と、「55,000円」とあるのは「70,000円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条第1項及び第2項第1号の規定は、平成20年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に採用された職員についても適用する。この場合において、同条第1項中「3年間」とあるのは、「平成22年4月1日から採用の日以後3年間」と、同条第2項第1号中「3年」とあるのは、「平成22年4月1日から採用の日以後3年」とする。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第42条の4第1項の表（ハ）の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第12条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条及び附則第2項から第7項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日（以下「調整日」という。）において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める次

項に規定する職員を除く。) その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして第4項に規定する職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

3 前項に規定する調整対象昇給日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 調整対象昇給日における第18条第1項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員（調整対象昇給日から調整日までの期間（以下「特定期間」という。）に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が初任給等基準細則第32条第6項の規定による昇給の号俸数（以下この号において「期間割昇給号俸数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、平成18年4月1日施行の初任給等基準細則（次項第1号及び第3号口において「平成18年基準細則」という。）附則第7項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの（次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に本給表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。次項第3号イ及び口において同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの
- (4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

4 第2項に規定する調整対象昇給日において昇給した職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に第18条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となつた者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となつた日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
 - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び別に定める職員を除く。）
 - ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとして、新たに職員となった日に平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

5 育児休業規程第23条に規定する育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号俸に応じた額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号俸に応じた額に育児休業規程第31条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年6月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けたこととなる号俸の1号俸（特に調整の必要があるものとして第11項で定める職員は、2号俸）上位の号俸とする。

(昇給等抑制職員)

- 3 前項に規定する昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、第5項から第7項までの各号で規定する職員のいずれかに該当する職員
(2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号いずれかのみに該当する職員
- (2号俸上位となる職員)
- 4 第2項に規定する特に調整の必要がある職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号のいずれか2以上に該当する職員とする。

- 5 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年1月1日において、平成19年1月1日施行初任給等基準細則（以下「平成19年基準細則」という。）附則第6項若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けた号俸と、平成19年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第37条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「、切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けたこととなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第20条、第22条第3項又は第25条第2項（第27条において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない基準細則別表第2に定める初任給基準表に異なる定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員
ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長の承認を得てその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）
二 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成19年基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（特定職員にあっては同年10月1日）前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成19年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成18年1月1日（特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第6項第5号ロ及び第7項第5号ロにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

6 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年1月1日において基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けている号俸と、平成19年基準細則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

(2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成19年施行基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年11月1日（特定職員にあっては同年10月1日））前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

く。)

- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日（特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間ににおいて、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

7 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1において初任給基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けっていた号俸と、平成19年施行基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成21年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
イ 平成19年基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年11月1日（特定職員にあっては同年10月1日））前となるもの
ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日（特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

- 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 8 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めることにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
- 9 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

（特例期間における給与の支給について）

- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第12条各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額（同項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本 紙 表	職務の級又は号俸	割 合
一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職員本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
特別職員本給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 異動保障手当 当該職員の本給月額に対する異動保障手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する異動保障手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗

じて得た額

- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 第48条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる同条の表（以下この号において「表」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 表の（1）の（イ）及び（ロ）（ただし書きに規定する期間に限る。）の給与を受ける者 前項及び前各号に定める額を減じた額
- ロ 表の（1）の（ロ）（ただし書きに規定する期間を除く。）及び（ハ）並びに（3）、（4）及び（7）の給与を受ける者 前項並びに第2号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
- ハ 表の（2）の給与を受ける者 前項並びに第2号及び第3号に定める額に表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
- 二 表（6）の給与を受ける者 前項並びに第2号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額（給与を支給しないこととした場合を除く。）
- ホ 表の（10）の給与を受ける者 学長が定める額

4 特例期間においては、第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する異動保障手当、広域異動手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する異動保障手当の月額」とあるのは「本給月額に対する異動保障手当の月額から平成23年給与規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から平成23年給与規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成23年給与規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成23年給与規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号から第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号から第4号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（端数計算）

6 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（秋田県公立学校教員等から採用された者に対する特例）

7 秋田県公立学校教員等から人事交流により引き続いて職員となった者又はこれに準ずるものうち、前項までの規定による給与を支給することにより、人事交流の円滑な実施に支障を来す可能性があると学長が認める者については、前項までの規定は適用しない。ただし、特例期間において、秋田県公立学校教員等の給与を減額して支給する取扱いが実施される場合には、学長はその取扱いに準じた対応をとるものとする。

（医学部附属病院に所属する医療系職員等に対する特例）

8 医療系職員の人材確保及び医学部附属病院の運営を円滑に実施するため、医学部附属病院に所属する医療系職員又はこれに準ずる者と学長が認める職員については、第6項までの規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

（給与の支給について）

2 平成24年12月1日から平成26年3月31までの間においては、教育系職員本給表（二）又は教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給月額を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本

給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

本 納 表	職務の級	割 合
教育職員本給表（二）	1級及び2級（学長が別に定める職員）	100分の1.5
	2級（学長が別に定める職員）及び3級以上	100分の3
教育職員本給表（三）	1級及び2級（学長が別に定める職員）	100分の1.5
	2級（学長が別に定める職員）及び3級以上	100分の3

- 3 前項で定める期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。
- 4 第2項の規定に準じて措置することが必要であると学長が認める職員については、前項の規定を準用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（平成25年3月に支給する給与の特例）

- 2 施行日に在職する職員のうち、寒冷地手当が支給されることとなる職員には、この規程に基づき支給される給与の他、平成25年3月の給与支給日において豪雪一時金（以下「一時金」という。）を支給するものとし、一時金の額は10,000円とする。
- 3 一時金が支給される職員のうち、第43条第2項又は第3項の規定に該当する職員の一時金の額は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する一時金の額に対して同条第2項又は第3項の規定を準用して得られた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項から第5項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において、31歳以上37歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成19年1月1日において、平成18年4月1日施行初任給等基準細則（以下「平成18年基準細則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた同第37条若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けっていた号俸と、平成18年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「、切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除

く。)

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合も含む。以下同じ。）又は第37条の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員

ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）

二 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を越った日が平成19年1月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を越った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成18年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日に当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年1月1において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けている号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

(2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限

る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日））前となるもの

口 その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- 口 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間ににおいて、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1において初任給基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けている号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日））前となるもの
- 口 その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1

- 月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
- (イ) 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、平成20年12月31日に当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (ロ) 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員

6 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第3項から第5項に規定する職員に該当するものとみなす。

（この附則により難い場合の措置）

7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

（給与の支給について）

- 2 平成24年12月1日施行の職員給与規程附則第2項の規定にかかわらず、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間においては、教育系職員本給表（二）及び教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員に対する本給月額については、平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第7項ただし書の規定に基づき、同附則第2項及び第6項の規定を適用する。
- 3 前項で定める期間においては、第48条の規定により支給される給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、同条に定める給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
(1) 同条の表（以下この項において「表」という。）の（1）の（イ）及び（ロ）（ただし書きに規定する期間に限る。）の給与を受ける者 前項に定める額を減じた額
(2) 表の（1）の（ロ）（ただし書きに規定する期間を除く。）及び（ハ）並びに（2）から（4）まで及び（7）の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
(3) 表（6）の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額（給与を支給しないこととした場合を除く。）
(4) 表の（10）の給与を受ける者 学長が定める額

4 第2項で定める期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項中「前項に定める額」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項に定める額」とする。

5 前項までの規定に準じて措置する必要があると学長が認める職員については、本附則の規定を準用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年11月25日から施行する。

（平成25年12月に支給する勤勉手当の特例）

2 平成25年12月に支給する勤勉手当については、平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第3項第5号の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項から第5項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において、38歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- (2) 調整日において、38歳以上40歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- (3) 調整日において、40歳以上45歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成19年1月1日において、平成18年4月1日施行初任給等基準細則（以下「平成18年基準細則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた同第37条若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けた号俸と、平成18年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
- イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給等基準細則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合も含む。以下同じ。）又は第37条の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
- ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員
- ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）
- 二 平成18年4月1日から同年12月31までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち別に定める職員
- ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの
- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を越した日が平成19年1月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となるもの
- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を越した日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成18年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
 イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日に当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
 ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種も職務に引き続在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
 (6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
 (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年1月1において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
 (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員を除く。）
 イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を越した日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日））前となるもの
 ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
 (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員を除く。）
 (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を越した日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
 (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
 イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
 ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
 (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
 (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸

とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日））前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日に当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員

- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員

- 6 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第3項から第5項に規定する職員に該当するものとみなす。

- (この附則により難い場合の措置)
7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第28条の規定は平成26年4

月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 2 平成27年3月31日までの間における第18条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けた本給月額に達しないこととなるもの（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定の適用を受ける職員及び次の各号に掲げる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動（本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第1号において同じ。）をした職員
(2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第2号において同じ。）をした職員
(3) 切替日前に休職等期間（初任給等基準細則第38条第1項に規定する休職等の期間及び同細則第39条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの。
(4) 切替日以降に育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務（次項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員
(5) 切替日以降に学長の承認を得てその号俸を決定された職員

- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、同項の規定に準じて、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（特別職職員本給表の適用を受けることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる本給月額に相当する額
(2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日受けたこととなる号俸に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けたこととなる号俸に対応する本給月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額
(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
イ 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の職員給与規程別表第1から別表第8までの本給表に掲げる本給月額（口において「切替前本給月額」という。）のうち、切替日の前日にその者が受けた号俸に応じた額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前本給月額
(5) 学長の承認を得てその号俸を決定された場合 学長の定める額

- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当す

る額を、前項の規定による本給として支給する。

- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員（切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。）のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員の区分に応じ、次に定める額を本給として支給する
 - (1) 人事交流等職員（当該人事交流となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額（学長の定める職員にあっては、学長の定める額）に達しないこととなるもの第2項各号の規定に準じて、その差額に相当する額
 - (2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったもの その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前2項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる差額に相当する額に相当する額
- 5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。
- 6 前各項の規定による本給の支給について、本条の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、学長が別段の取扱いをすることができる。

（本給月額の読み替え）

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第2条の規定による本給の額との合計額」とする。

（異動保障手当に関する経過措置）

第4条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のとおりとする。

- 2 施行日後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第45条及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当）

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第45条の適用については、第45条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。

- 3 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（異動保障手当に関する経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に

改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のとおりとする。

- 2 施行日後に別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成28年4月1日から適用する。

- 2 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の職員給与規程（以下この項から第4項までにおいて「改正後職員給与規程」という。）第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額は同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円（職員に配偶者がない場合には、そのうち1人については10,000円）
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合には、そのうち一人については9,000円）
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後職員給与規程第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額は同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3	10,000円

月31日までの間にある子	
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき 6,500円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後職員給与規程第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額は同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあっては、3,500円）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき 6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあっては、3,500円）
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第45条及び附則第2項の規定は平成29年12月1日から、第36条は平成30年1月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当）

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第45条の適用については、第45条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める第4条に規定する職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制

職員との権衡上必要があると認められるものとして第5項に規定する職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(定義)

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 上位資格取得等決定 初任給等基準細則第22条第3項、第25条第2項（同細則第27条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第37条の規定により号俸を決定されることをいう。
 - (2) 本給表異動等 本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（当該異動後の号俸が同細則第25条第1項第2号（同細則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第3号又は第2項の規定により決定される場合を除く。）をすることをいう。
 - (3) 個別承認決定 学長の承認を得てその号俸を決定されること又はこれに準ずるものとして別に定める事由をいう。
 - (4) 特定休職等 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされ、休暇のため引き続いて勤務せず、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をし、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をし、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていったことをいう。
 - (5) 人事交流等異動 初任給基準細則第16条第1号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となることをいう。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 4 第2項に規定する調整対象昇給日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮し定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 調整対象昇給日に受けている号俸と、初任給等基準細則平成27年1月1日における昇給に関する特例の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号俸とが等しくなる職員（調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）
 - (2) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間（以下「特定期間」という。）に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの
イ 初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、改正前の平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を越った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）以後となる職員
ロ 初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員であって、別に定めるもの
 - (3) 特定期間における本給表異動等をした職員のうち、調整対象昇給日の前日に本給表異動等があったものとした場合（特定期間に本給表異動等を2回以上したときは、同日にこれらの本給表異動等が順次あったものとした場合。次条第4号イにおいて同じ。）に前2号に掲げる職員に該当することとなるもの
（次に掲げる職員を除く。）
イ 本給表異動等（特定期間に俸給表異動等を2回以上したときは、直近の本給表異動等をいう。以下「特定本給表異動等」という。）をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員
ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に個別承認決定をされた職員
ハ 特定休職等をした職員（調整対象昇給日の翌日から特定俸給表異動等をした日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）
 - (4) 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、別に定める職員
 - (5) 特定期間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、別に定める職員
 - (6) 調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員
 - (7) 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

- 5 第2項に規定する調整対象昇給日における昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員は、調整対象昇給日に第18条1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 特定期間に新たに職員となり、改正前の平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を越った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等を

- し、又は個別承認決定をされた職員を除く。)
- (2) 特定期間に人事交流等異動をした職員（人事交流等異動をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、別に定めるもの
- (3) 特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの
- イ 初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、改正前の平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となる職員
- ロ 初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員であって、別に定めるもの
- (4) 特定期間における本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの（前条第3号イからハまでに掲げる職員を除く。）
- イ 調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、調整対象昇給日の前日に俸給表異動等があったものとした場合に、第2項に規定する調整対象昇給日における昇給抑制職員又は前号、次号若しくは第7号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等異動をした職員を除く。）であって、当該新たに職員となった日から特定俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (5) 調整対象昇給日において初任給等基準細則第32条及び初任給等基準細則平成27年1月1日における昇給に関する特例の規定により昇給しないこととなった職員であって、調整対象昇給日に受けていた号俸と同規則の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号俸とが異なるもの（次に掲げる職員を除く。）
- イ 調整日に人事交流等異動をした職員
- ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員
- ハ 特定休職等をした職員のうち、別に定めるもの
- (6) 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 特定期間に個別承認決定をされた職員（次に掲げる職員を除く。）のうち、別に定める職員
- イ 調整日に人事交流等異動をし、又は俸給表異動等をした職員
- ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員
- ハ 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

6 育児休業規程第23条に規定する育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業規程第31条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第35条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第12条、第42条、第42条の3及び第42条の4の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後に小児科病棟に勤務する医師が夜間又は休日に診療等の業務に従事した場合の手当の支給については、当分の間、改正後の第42条及び第42条の3の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第34条の規定は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程中、第27条並びに附則第2項及び附則第3項の規定は令和2年4月1日から施行し、その他の規定は令和元年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成31年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 前項の第27条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において前項の規定による改正前の第27条の規定により支給されていた住居手当の額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、前項の規定による改正後の第27条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 前項の規定による改正後の第27条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から前項の規定による改正後の第27条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 一般職員本給表(一)

(31. 4. 1~)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	本給月額									
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			

57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600				
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000				
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300				
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		294,900	342,600								
95		295,200	343,100								
96		295,600	343,500								
97		295,800	343,700								
98		296,100	344,100								
99		296,500	344,500								
100		296,900	344,800								
101		297,100	345,100								
102		297,400	345,500								
103		297,800	345,900								
104		298,100	346,300								
105		298,300	346,800								
106		298,600	347,200								
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									

118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 一般職員本給表(二)

(31. 4. 1~)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		

106	230,200	264,200	300,500			
107	230,500	264,500	300,900			
108	230,900	264,700	301,300			
109	231,100	265,000	301,600			
110	231,500	265,300	302,000			
111	232,000	265,600	302,400			
112	232,400	265,800	302,700			
113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			
117	234,400	267,000	303,900			
118	234,800	267,300	304,200			
119	235,200	267,600	304,500			
120	235,600	267,900	304,700			
121	236,000	268,100	304,900			
122		268,300	305,200			
123		268,600	305,500			
124		268,900	305,700			
125		269,100	305,900			
126		269,300	306,200			
127		269,600	306,500			
128		269,900	306,700			
129		270,100	306,900			
130		270,300	307,200			
131		270,600	307,500			
132		270,900	307,700			
133		271,100	307,900			
134		271,300				
135		271,600				
136		271,900				
137		272,100				

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視その他の用務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3 教育系職員本給表(一)

(31. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900
9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900

21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000	
23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400	
24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700	
25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700	
26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900	
27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000	
28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200	
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300	
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600	
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800	
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500	
39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400	
40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300	
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700	
46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500	
47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300	
48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200	
49	267,000	319,200	380,200	421,300	507,900	
50	267,700	320,100	381,800	422,600	509,600	
51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400	
52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300	
53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900	
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200	
56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	276,700	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	280,400	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	

82	296,000	349,800	415,600	451,800		
83	296,900	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,300	352,400	416,600	453,100		
86	299,100	353,000	417,000	453,500		
87	299,900	353,600	417,400	453,900		
88	300,800	354,200	417,800	454,200		
89	301,400	354,800	418,100	454,500		
90	302,000	355,200	418,500	454,900		
91	302,700	355,600	418,900	455,300		
92	303,300	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,600	357,000	419,900	456,300		
95	305,200	357,500	420,200	456,600		
96	305,800	358,000	420,500	456,900		
97	306,500	358,600	420,800	457,200		
98	307,100	359,100	421,200	457,600		
99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200		
101	308,700	360,400	422,100	458,500		
102	309,000	360,900	422,500			
103	309,300	361,200	422,800			
104	309,700	361,700	423,100			
105	310,000	362,200	423,400			
106	310,400	362,600	423,800			
107	310,700	363,100	424,100			
108	311,000	363,600	424,400			
109	311,400	364,000	424,700			
110	311,700	364,500	425,000			
111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					

143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第4 教育系職員本給表(二)

(31. 4. 1~)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	160,000	204,000	331,100	416,900
2	161,500	205,700	333,300	418,700
3	163,000	207,300	335,400	420,500
4	164,500	209,000	337,400	422,200
5	166,100	210,800	339,600	423,700
6	168,000	212,400	341,500	425,200
7	169,800	214,100	343,700	427,100
8	171,600	215,700	345,800	429,000
9	173,300	217,500	347,500	430,800
10	175,400	219,400	349,600	432,600
11	177,400	221,300	351,700	434,500
12	179,400	223,200	353,800	436,300
13	181,300	224,700	355,900	438,000
14	183,500	226,700	357,900	439,900
15	185,700	228,700	359,900	441,700
16	187,900	230,700	361,900	443,600
17	190,100	232,500	363,500	445,300
18	192,700	235,200	365,400	447,100
19	195,200	237,900	367,200	448,900
20	197,700	240,600	369,200	450,700
21	200,200	243,200	370,800	452,300
22	201,900	246,000	372,700	454,000
23	203,600	248,600	374,500	455,900
24	205,300	251,300	376,400	457,600
25	206,800	253,800	377,700	459,300
26	208,300	256,200	379,500	460,900
27	210,000	258,700	381,300	462,500
28	211,600	261,000	383,200	464,000
29	213,100	263,600	385,000	465,500
30	214,800	266,000	386,900	466,800
31	216,500	268,200	388,800	468,100
32	218,200	270,400	390,800	469,400
33	219,600	272,500	392,500	470,600
34	221,400	274,700	394,200	471,300
35	223,200	276,900	395,800	472,000
36	225,000	278,800	397,600	472,700
37	226,500	281,100	398,800	473,300

38	228,300	283,000	400,300	
39	230,100	284,900	401,700	
40	231,900	286,900	403,100	
41	233,600	288,600	404,800	
42	235,300	290,900	406,200	
43	236,900	293,200	407,500	
44	238,500	295,700	409,000	
45	239,900	297,700	410,600	
46	241,200	300,100	411,900	
47	242,500	302,300	413,400	
48	243,700	304,900	415,000	
49	245,100	307,200	416,700	
50	246,600	309,600	418,100	
51	247,800	311,900	419,700	
52	249,300	314,100	421,200	
53	250,400	316,300	422,900	
54	251,600	318,300	424,400	
55	253,000	320,300	426,000	
56	254,000	322,300	427,600	
57	255,300	324,200	429,100	
58	256,300	326,300	430,600	
59	257,400	328,400	431,800	
60	258,600	330,400	433,000	
61	259,900	332,500	434,200	
62	260,900	334,600	435,500	
63	262,300	336,800	436,800	
64	263,400	339,000	438,000	
65	264,700	340,700	439,200	
66	266,100	342,900	440,400	
67	267,500	344,900	441,600	
68	269,100	347,100	442,800	
69	270,500	348,900	444,000	
70	271,800	350,800	445,200	
71	273,100	352,800	446,400	
72	274,400	354,800	447,600	
73	275,500	356,400	448,700	
74	276,700	358,300	449,300	
75	278,000	360,100	449,800	
76	279,000	362,000	450,300	
77	280,200	363,800	450,800	
78	281,400	365,500		
79	282,600	367,200		
80	283,800	368,800		
81	284,900	370,300		
82	286,100	371,800		
83	287,300	373,300		
84	288,500	374,700		
85	289,500	375,800		
86	290,600	377,200		
87	291,600	378,600		
88	292,800	379,900		
89	293,900	381,200		
90	295,000	382,500		
91	296,200	383,700		
92	297,400	385,000		
93	297,900	386,300		
94	298,900	387,400		
95	300,000	388,700		
96	301,200	389,900		
97	302,200	391,300		
98	303,300	392,300		

99	304,300	393,400		
100	305,400	394,400		
101	306,300	395,300		
102	307,400	396,300		
103	308,500	397,400		
104	309,500	398,500		
105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			

備考 この表は、附属特別支援学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師に適用する。

別表第5 教育系職員本給表(三)

(31. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	160,000	175,800	293,000	406,700
2	161,500	177,900	295,600	408,200
3	163,000	180,000	298,500	409,700
4	164,500	182,200	300,900	411,200
5	166,100	184,200	303,400	412,600
6	168,000	186,400	305,700	414,000
7	169,800	188,600	308,000	415,500
8	171,600	190,800	310,400	417,100
9	173,300	193,000	312,800	418,500
10	175,400	195,800	315,200	419,900
11	177,400	198,500	317,900	421,300
12	179,400	201,200	320,800	422,600
13	181,300	204,000	323,200	423,900
14	183,500	205,700	325,100	425,300
15	185,700	207,300	327,000	426,700
16	187,900	209,000	329,100	428,100
17	190,100	210,800	331,100	429,300
18	192,700	212,400	333,300	430,600
19	195,200	214,100	335,400	431,800
20	197,700	215,700	337,400	433,100
21	200,200	217,500	339,600	434,200
22	201,900	219,400	341,500	435,400
23	203,600	221,300	343,700	436,700
24	205,300	223,200	345,800	438,000
25	206,800	224,700	347,500	439,300
26	208,200	226,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	351,200	441,500
28	211,300	230,700	353,100	442,600
29	213,000	232,500	354,900	443,800
30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	221,100	246,000	363,300	447,700
35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	227,600	256,200	370,000	
39	229,300	258,700	371,300	
40	231,000	261,000	372,900	
41	232,600	263,600	374,000	
42	234,300	266,000	375,400	
43	235,900	268,200	376,800	
44	237,500	270,400	378,300	
45	239,200	272,500	379,700	
46	240,700	274,700	381,300	
47	242,000	276,900	382,900	
48	243,400	278,800	384,400	
49	244,600	281,100	385,800	
50	246,000	283,000	387,300	
51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600	391,400	
54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800	
56	253,300	295,700	394,900	
57	254,500	297,700	396,300	
58	255,700	300,100	397,500	

59	256,800	302,300	398,700	
60	258,000	304,900	400,000	
61	259,400	307,200	401,200	
62	260,200	309,600	402,200	
63	261,400	311,900	403,600	
64	262,300	314,100	404,900	
65	263,300	316,300	406,100	
66	264,700	318,300	407,200	
67	265,800	320,300	408,400	
68	267,100	322,300	409,500	
69	268,700	324,200	410,500	
70	270,200	326,300	411,700	
71	271,500	328,400	412,900	
72	272,900	330,400	414,100	
73	273,900	332,500	414,700	
74	274,900	334,600	415,500	
75	276,100	336,800	416,200	
76	277,100	339,000	416,700	
77	278,300	340,700	417,000	
78	279,400	342,600	417,400	
79	280,600	344,300	417,800	
80	281,800	346,100	418,200	
81	283,000	347,900	418,500	
82	283,900	349,700	418,900	
83	285,100	351,100	419,300	
84	286,300	352,900	419,600	
85	287,200	354,100	419,900	
86	288,100	355,700	420,300	
87	288,800	357,200	420,700	
88	289,800	358,700	421,000	
89	290,800	360,000	421,300	
90	291,700	361,300	421,600	
91	292,600	362,700	421,900	
92	293,400	364,100	422,100	
93	293,700	365,600	422,300	
94	294,400	366,900		
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300		
105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		

120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		

備考 この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師に適用する。

別表第6 医療系職員本給表(一)

(31. 4. 1~)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200

14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	

75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			

備考 この表は、附属病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学・作業療法士及び歯科技工士等医療技術職員に適用する。

別表第7 医療系職員本給表(二)

(31. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100

13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	

74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					

135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考 この表は、附属病院等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第8 特別職職員本給表

(27. 4. 1~)

号俸	本給月額
1	635,000
2	706,000
3	761,000
4	818,000
5	895,000

備考 この表は、大学院医学系研究科長、大学院工学資源学研究科長及び医学部附属病院長、その他別に定める者に適用する。

別表第9 管理職手当(第23条関係)

適用区分	管理又は監督の地位にある職員
II 種	副理事 事務部長 看護部長
III 種	副学長 国際資源学部長

III 種	教育文化学部長 課長(学長が別に指定するものに限る)
IV 種	評議員 附属図書館長 先進ヘルスケア工学院長 課長・事務長(これらの職に相当するものを含む。) 薬剤部長 副看護部長 附属小学校校長 附属中学校校長 附属特別支援学校校長 附属幼稚園園長 附属小学校副校长 附属中学校副校长
V 種	情報統括センター長 附属教育実践研究支援センター長 専攻長(学長が別に指定するものに限る。) 附属理工学研究センター長 附属特別支援学校副校长 附属幼稚園副園長 附属小学校教頭 附属中学校教頭 附属特別支援学校教頭 附属幼稚園教頭 附属特別支援学校主事 (小学部主事、中学部主事及び高等部主事に限る。) 総括技術長
VI 種	学長補佐

別表第10 管理職手当額表(第23条関係)

一 一般職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
8級	II種	94,000円
7級	II種	88,500円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	III種	63,500円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

二 教育系職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
5級	III種	93,500円
	IV種	80,200円 (86,800円)

	V種	66,800円
	VI種	42,800円
4 級	IV種	68,800円
	VI種	36,700円

備考 この表の管理職手当額欄の括弧内に掲げる額は、附属小学校長の職を兼ねる職員に適用する。

三 教育系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4 級	V種	56,900円
3 級	V種	34,700円
2 級	V種	33,400円

四 教育系職員本給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4 級	IV種	65,100円
3 級	V種	53,700円
2 級	V種	32,700円

五 医療系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6 級	II種	86,700円
5 級	IV種	59,200円

別表第11 異動保障手当支給割合表(第25条関係)

民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域		支給割合
都道府県	支給地域	
北海道	札幌市	100分の3
宮城县	仙台市 名取市	100分の6 100分の3
茨城县	取手市 つくば市 水戸市 日立市 ひたちなか市	100分の15.5 100分の15 100分の10 100分の9 100分の6
栃木県	宇都宮市 小山市	100分の6 100分の3
群馬県	前橋市	100分の3
埼玉県	和光市 さいたま市	100分の15.5 100分の14
千葉県	千葉市 市川市、松戸市 佐倉市 木更津市	100分の13 100分の10 100分の9 100分の2
東京都	特別区 国立市、調布市、小平市 八王子市、府中市 立川市 三鷹市	100分の18.5 100分の15 100分の14 100分の12 100分の10
神奈川県	横浜市 横須賀市 三浦郡葉山町	100分の15 100分の10 100分の6
新潟県	新潟市	100分の2
山梨県	甲府市	100分の6
富山县	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3

福井県	福井市	100分の3
長野県	長野市, 松本市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の5
静岡県	静岡市, 沼津市 浜松市, 三島市	100分の6 100分の3
愛知県	刈谷市, 豊田市 名古屋市 岡崎市 豊橋市	100分の15 100分の14 100分の5 100分の3
三重県	鈴鹿市 津市	100分の10.5 100分の6
滋賀県	大津市 彦根市	100分の10 100分の5
京都府	京都市 宇治市	100分の10 100分の6
大阪府	大阪市 吹田市, 箕面市 豊中市 柏原市	100分の15.5 100分の12 100分の10.5 100分の7
兵庫県	神戸市 明石市	100分の10.5 100分の5
奈良県	奈良市, 大和郡山市	100分の10
和歌山县	和歌山市	100分の5
岡山县	岡山市	100分の3
広島県	広島市 東広島市	100分の10 100分の2
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市, 鳴門市	100分の2
香川県	高松市	100分の5
福岡県	福岡市 春日市 北九州市	100分の10 100分の7 100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第12 義務教育等教員特別手当表(第31条関係)

イ 教育系職員本給表(二)適用職員

2級		3級		4級	
号俸	手当額	号俸	手当額	号俸	手当額
1~ 4	2,500	1~ 4	5,100	1~ 4	6,800
5~ 8	2,600	5~ 8	5,200	5~ 8	6,900
9~ 12	2,800	9~ 12	5,400	9~ 12	7,100
13~ 16	2,900	13~ 16	5,500	13~ 16	7,200
17~ 20	3,000	17~ 20	5,700	17~ 20	7,400
21~ 24	3,200	21~ 24	5,900	21~ 24	7,500
25~ 28	3,300	25~ 28	6,000	25~ 28	7,600
29~ 32	3,500	29~ 32	6,100	29~ 32	7,700
33~ 36	3,700	33~ 36	6,300	33~ 36	7,900
37~ 40	3,800	37~ 40	6,400	37	8,000
41~ 44	4,100	41~ 44	6,600		
45~ 48	4,300	45~ 48	6,800		
49~ 52	4,500	49~ 52	6,900		
53~ 56	4,800	53~ 56	7,000		
57~ 60	4,900	57~ 60	7,100		
61~ 64	5,100	61~ 64	7,200		
65~ 68	5,300	65~ 68	7,300		
69~ 72	5,400	69~ 72	7,400		
73~ 76	5,500	73~ 76	7,500		
77~ 80	5,600	77	7,500		
81~ 84	5,800				
85~ 88	5,900				
89~ 92	6,100				
93~ 96	6,200				

97~100	6,300				
101~104	6,400				
105~108	6,500				
109~112	6,600				
113~116	6,700				
117~120	6,800				
121~124	6,900				
125~128	6,900				
129~132	6,900				
133~136	7,000				
137	7,100				

□ 教育系職員本給表(三)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号俸	手当額	号俸	手当額	号俸	手当額
1~ 4	2,100	1~ 4	4,200	1~ 4	6,800
5~ 8	2,300	5~ 8	4,400	5~ 8	6,900
9~ 12	2,400	9~ 12	4,500	9~ 12	7,100
13~ 16	2,500	13~ 16	4,900	13~ 16	7,200
17~ 20	2,600	17~ 20	5,100	17~ 20	7,400
21~ 24	2,800	21~ 24	5,200	21~ 24	7,500
25~ 28	2,900	25~ 28	5,400	25~ 28	7,600
29~ 32	3,000	29~ 32	5,500	29~ 32	7,700
33~ 36	3,200	33~ 36	5,700	33~ 36	7,900
37~ 40	3,300	37~ 40	5,900	37	8,000
41~ 44	3,500	41~ 44	6,000		
45~ 48	3,700	45~ 48	6,100		
49~ 52	3,800	49~ 52	6,300		
53~ 56	4,100	53~ 56	6,400		
57~ 60	4,300	57~ 60	6,600		
61~ 64	4,500	61~ 64	6,800		
65~ 68	4,800	65~ 68	6,900		
69~ 72	4,900	69~ 72	7,000		
73~ 76	5,100	73~ 76	7,100		
77~ 80	5,300	77~ 80	7,200		
81~ 84	5,400	81~ 84	7,300		
85~ 88	5,500	85~ 88	7,400		
89~ 92	5,600	89~ 92	7,500		
93~ 96	5,800	93	7,500		
97~100	5,900				
101~104	6,100				
105~108	6,200				
109~112	6,300				
113~116	6,400				
117~120	6,500				
121~124	6,600				
125~128	6,700				
129~132	6,800				
133~136	6,900				
137~140	6,900				
141~144	6,900				
145~148	7,000				
149	7,100				